平成２４年（フ）第５５号
千葉市若葉区若松町416番地157　ハイツサンフラワー101号
債務者　菅原　朗治
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６号
千葉市若葉区若松町416番地157　ハイツサンフラワー101号
債務者　菅原　宏子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９号
千葉県八千代市勝田台１丁目21番地６　泉ハイツ202号
債務者　大出　榮保
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６号
千葉県市原市荻作525番地18　３号室
債務者　大木　政人
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目13番20号　カナン幕張本郷103号
債務者　仁尾　繁利
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９８号
千葉県船橋市上山町１丁目182番地３　ニューパリア船橋102号
債務者　中野　博幸
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８号
静岡県駿東郡小山町菅沼519番地の５　レオパレスセスト202号、前住所静岡県御殿場市茱萸沢1379番地の４　レオパレス六角堂210
債務者　佐川　康子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
静岡県伊豆の国市四日町274番地の15
債務者　安藤絵莉香（旧姓室田）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
愛知県安城市里町野池田20番地１、旧住所愛知県安城市新明町18番地７　ファミール小野内101
債務者　西宮　道博
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
愛知県岡崎市不吹町10番地40
債務者　吉村　優一
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
京都府福知山市字篠尾824番地
債務者　竹下　和成
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
京都府綾部市桜が丘１丁目11番地の10
債務者　大槻真由美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
愛知県豊橋市錦町227番地
債務者　田中　春夫
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８号
島根県出雲市斐川町荘原2311番地６
債務者　多々納　薫
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第９号
島根県出雲市斐川町荘原2311番地６
債務者　多々納圭子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２３７号
横浜市青葉区美しが丘西２丁目30番地22
債務者　坂井加伸子（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１号
横浜市旭区さちが丘141番地５　第一高田荘201号
債務者　崎　　道雄
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部